二　共済契約の更新時において共済掛金その他の契約内容の変更をしないことを約する共済契約であつて共済の数理の知識及び経験を要するものに係る共済掛金及び責任準備金の算出を行わないこと。

三　（略）

（業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等）

第二百九条　（略）

一～四　（略）

五　（略）

イ・ロ　（略）

ハ　法第五十条の十二第一項第一号の確認（第三分野共済の共済契約に係るものに限る。）の合理性及び妥当性

六・七　（略）

2・3　（略）

別表第三（第二百九条第一項第三号ハ関係）

項目	記載事項
（略）	（略）
共済契約に関する指標	一～九　（略） 十　第三分野共済の共済契約に係る給付事由又は共済事業の種類ごとの、発生共済金額（共済金支払に係る事業経費等を含む。）の経過共済掛金（当該事業年度の経過期間に対応する責任に相当する額として計算した金額をいう。）に対する割合（再共済又は再保険に付した部分の控除をしないものとして計算する。）
（略）	（略）

別表第五（第二百九条第一項第六号ニ関係）

項目	記載事項
（略）	（略）
法第五十条の五第二号に係る細目	一　（略） 二　第百六十六条の三第一号の二に掲げる額 三～五　（略）

（新設）

二　（略）

（業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等）

第二百九条　法第五十三条の二第一項の厚生労働省令で定める業務及び財産の状況に関する事項は、次に掲げる事項とする。

一～四　（略）

五　組合の業務の運営に関する次に掲げる事項

イ・ロ　（略）

（新設）

六・七　（略）

2・3　（略）

別表第三（第二百九条第一項第三号ハ関係）

項目	記載事項
（略）	（略）
共済契約に関する指標	一～九　（略） （新設）
（略）	（略）

別表第五（第二百九条第一項第六号ニ関係）

項目	記載事項
（略）	（略）
法第五十条の五第二号に係る細目	一　（略） （新設） 二～四　（略）

附　則

（施行期日）

1　この省令は、平成三十一年三月三十一日から施行する。

（経過措置）

2　この省令の施行の際現に消費生活協同組合法施行規則第百九十条に規定する要件に該当している組合に係る同条の適用については、この省令による改正後の消費生活協同組合法施行規則（以下「新規則」という。）第百九十条第二号の規定にかかわらず、この省令の施行の日（以下「施行日」という。）から起算して一年を経過する日までの間は、なお従前の例によることができる。

3　施行日から平成三十二年三月三十一日までの間に開始する事業年度における新規則別表第三（共済契約に関する指標の項目の第十号の規定に限る。）の規定の適用に当たっては、新規則第二百九条第一項第三号ハ中「直近の二事業年度」とあるのは、「直近の事業年度」と読み替えることができる。

4　新規則別表第五の規定は、施行日以後に終了する事業年度から適用し、施行日前に終了した事業年度については、なお従前の例による。